

令和7年度 入園のご案内

保育園・乳児園・幼児園（2号認定）



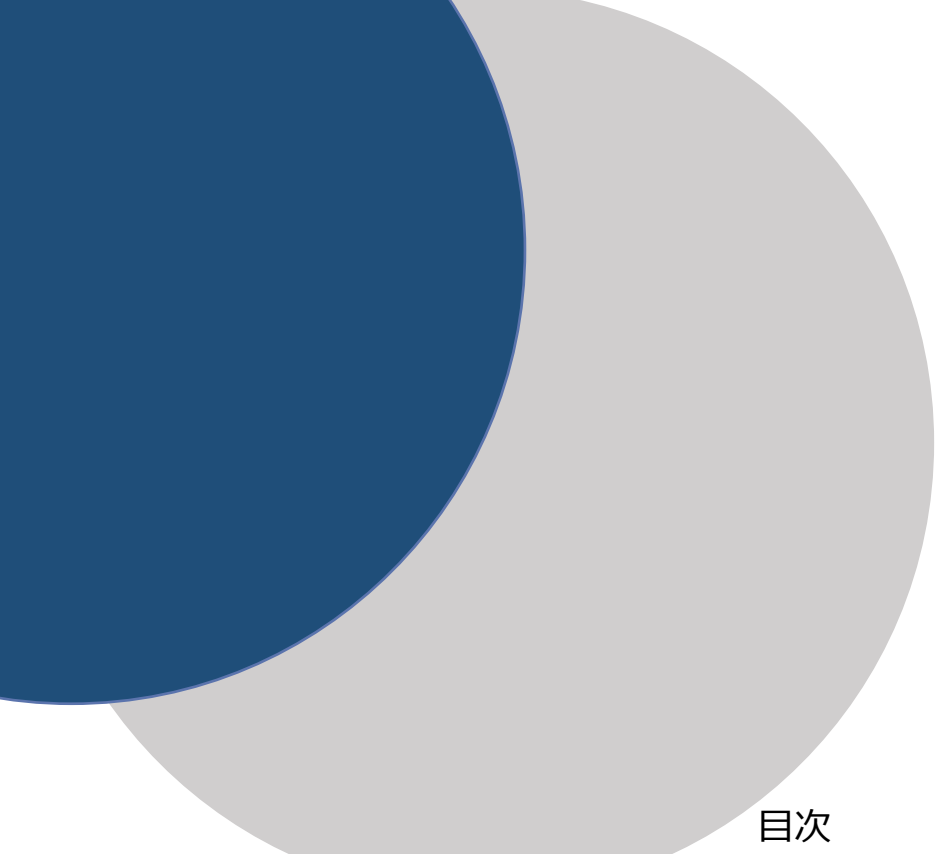
刈谷市役所 子ども課 管理係

TEL (0566) 62-1014

FAX (0566) 24-3481

**昨年度からの変更点
があります。
ご確認ください。**

**注：本冊子及びその他子ども課からの
案内に関して、平日とは「土日祝及び
振替休日を除く日」のことを指しま
す。**



目次

1 保育園・乳児園・幼児園・クラス年齢について	.1
(1)保育園・乳児園とは	1
(2)幼児園とは	1
(3)クラス年齢	1
2 入園基準	2
3 申込みから入園までの流れ	3
(1)一斉申込期間中(令和6年10月1日から令和6年10月25日まで)に申し込む場合	3
(2)随時申込の方(認可外施設希望者を含む)	4
4 申込みに必要な書類	5
5 選考基準	8
6 市内保育園・乳児園・幼児園の所在地・定員等	9
7 保育時間(園児受入時間)と休園日	11
8 延長保育	12
9 休日保育	12
10 ならし保育	12
11 保育料・給食費	13
12 転園	14
13 保育園・乳児園・幼児園入園 Q&A	15



1 保育園・乳児園・幼児園・クラス年齢について

(1) 保育園・乳児園とは

保育園は **0 歳児～5 歳児クラス**、乳児園は **0 歳児～2 歳児クラス**を入園対象とした**児童福祉施設**で、保護者の就労や、病気などの理由により**家庭内で保育を必要とする状態にある児童を保護者に代わって保育することを目的**としています。したがって、**集団生活に慣れるためや、社会生活を身につけるためなどの理由では入園（通園）ができません**ので、ご注意ください。

(2) 幼児園とは

幼児園は、教育・保育を一体的に行う**幼保連携型認定こども園**であり、幼稚園(幼児教育)と保育園(保育)の両方のよさを併せ持つ施設です。**3 歳児クラス以上**が入園対象で、従来の幼稚園利用の子ども(1 号認定)と保育園利用の子ども(2 号認定)双方が在園できるため、保育園とは異なり、**保護者が退職や休職等となり保育の必要性がなくなった場合でも 1 号認定として継続在園することができます**。また、各小学校区にありますので、**ご自宅から近いことやお住まいの学区の幼児園を選択されると、お子様の小学校就学の一助になることが期待できます**。

(3) クラス年齢

保育園・乳児園・幼児園における入園児童の年齢とは、下記の「クラス年齢」です。入園年度の 4 月 1 日現在の年齢が、クラス年齢となります。誕生日を迎えても、年度中はクラス年齢に変更はありません。

※乳児園在園児も 2 歳児クラスの年度末である 3 月 31 日まで在園できます。

	生年月日	クラス年齢	小学校就学前までの期間	対象施設
3 歳未満児	令和 7 年 4 月 2 日～ 令和 8 年 4 月 1 日	0 歳児	令和 14 年 3 月 31 日	保育園 乳児園
	令和 6 年 4 月 2 日～ 令和 7 年 4 月 1 日	0 歳児	令和 13 年 3 月 31 日	
	令和 5 年 4 月 2 日～ 令和 6 年 4 月 1 日	1 歳児	令和 12 年 3 月 31 日	
	令和 4 年 4 月 2 日～ 令和 5 年 4 月 1 日	2 歳児	令和 11 年 3 月 31 日	
3 歳以上児	令和 3 年 4 月 2 日～ 令和 4 年 4 月 1 日	3 歳児 (年少)	令和 10 年 3 月 31 日	保育園 幼児園
	令和 2 年 4 月 2 日～ 令和 3 年 4 月 1 日	4 歳児 (年中)	令和 9 年 3 月 31 日	
	平成 31 年 4 月 2 日～ 令和 2 年 4 月 1 日	5 歳児 (年長)	令和 8 年 3 月 31 日	

2 入園基準

保育園・乳児園・幼児園(2号認定)へ入園できる児童は、刈谷市に住民登録があつて実際に刈谷市に居住しており、保護者が以下の入園基準を満たす場合です。

なお、幼児園については、以下の入園基準を満たさない場合も入園可能ですが、手続きが異なりますので、詳しくは刈谷市ホームページまたは「かりや市民だより 令和6年10月1日号」をご覧ください。

事 由		基 準	
就 労	居宅内・外で労働をしているため、その児童の保育が必要とされる場合	外 勤	実働 <u>月 60 時間以上</u> の仕事をしている場合
		農 業	就労時間は外勤に準ずる。 1年間を通じて仕事に従事しており、耕作面積が稲作に換算して10a以上である場合
		自 営 業	就労時間は外勤に準ずる。
		労 居 宅 働 内	就労時間は外勤に準ずる。
求 職 活 動	保護者が求職活動をする場合	入園日から2か月後の月末までに入園基準を満たす就労を開始すること 《期限付入園》	
病 気 等	保護者自身が病気にかかり、負傷し、または心身に障害がある場合	医師の診断書または障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の病気、または心身に障害があると認められる場合《期限付入園》	
看 護 等	長期に病気または心身に障害がある同居家族を常時看護している場合	常時、付き添つての看護に従事している場合 (入院患者の看護、身障者の通院・機能回復訓練等)《期限付入園》	
出 産 等	妊娠中または出産後間がない場合	出産予定日の8週間前の月の1日から出産日の8週間後の日の属する月の末日までの期間 (産前休暇の月初から産後休暇の月末)にある場合 (出産日が予定よりも前後した場合、入園期間が変更になる可能性があります。)《期限付入園》	
就 学 等	保護者が就学している場合	<u>月 60 時間以上</u> の就学(在校していることが必要)をしている場合 《期限付入園》	
災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合 《期限付入園》	
その他		上記以外で保育が必要とされる状態にある場合 (虐待やDVのおそれがある場合・2歳児クラス以上で育休中の場合等)	

3 申込みから入園までの流れ

(1)一斉申込期間中（令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 10 月 25 日まで）に申し込む場合

手 続 と 順 序	時 期	内 容
① 入園のお知らせ	10 月 1 日	市民だより(10 月 1 日号)に、入園案内を掲載します。 ※市のホームページにも掲載します。
② 申込書等の入手	【一 斉 申 込 期 間】 《書面提出の方》 10 月 1 日（火） ～10 月 25 日（金） （各日 8：30 から 17：15 まで） （土日祝を除く。ただし、保育園・乳児園のみ土曜日の午前中も受付） 《オンライン申込みの方》 （10 月 18 日（金） まで 24 時間受付）	保育園・乳児園・幼児園で申込書等を配布します。市のホームページでもダウンロードできます。
③ 申込書等提出・児童の面接 （期限厳守） ※令和 7 年度全体（4 月から 3 月まで）の入園希望者を募集します。出産前のお子様もお申込みすることができます。		《書面提出の方》 第 1 希望の園へ 期間内に必要書類を提出してください。 《オンライン申込みの方》 10 月 18 日（金）までに、オンライン申込みを行ってください。 第 1 希望園に面接の予約電話をしてください（面接期限は 11 月 29 日（金）まで）。面接時には本案内 P7 の「児童面接用書類」を持参してください。  《申込者全員》 お子様の面接を第 1 希望園で行いますので、申込書等(オンライン申込みの方は、「児童面接用書類」)の提出時にお子様と一緒にお願いします。 ◎必要書類の不足や記載不備があると受付無効となり、随時申込になります。期限までに全て揃えて提出してください。 ◎提出書類は実態調査で内容を確認する可能性がありますので、必ずコピーや画像等を保管しておいてください。
④ 実態調査	11 月 5 日（火） ～12 月 13 日（金）	申込書について、確認が必要な方のみ市役所から実態の確認のための電話をします。
⑤ 入園審査・入園決定	12 月～2 月	申込書等の内容や就労実態調査の結果を踏まえ、決定します。
⑥ 入園内定・決定の通知	2 月中旬予定	《入園が内定・決定した方》 利用承諾書・内定通知書、保育料等口座振替の用紙、ICT システム登録手順（該当園のみ）等の案内を郵送します。
		《入園が決定しなかった方》 保留通知書を郵送します。その後、審査は継続され、在園児の退園等により、入園の可能性が出た場合のみ連絡します。
⑦ 健康診断、面談等	2 月下旬～3 月中旬	入園が決まった保育園・乳児園・幼児園で行います。

(2)随時申込の方（認可外施設希望者を含む）

手 続 と 順 序	時 期	内 容
① 入園相談： （保育園等利用 相談記録書の提出）	随時	<u>入園希望月の 2 か月前の 15 日まで（休日の場合はその直前の平日まで）に入園相談の受付を行ってください。期限を過ぎてしまいますと、希望月の翌月以降の審査となります。</u>
② 内定連絡	入園内定月の 2 か月前の月末	在園児の退園等により、 <u>入園の可能性が出た方に</u> 電話で連絡します。 <u>（入れないという連絡はありません。）</u> ※連絡がなく、入園ができなかった方については、自動的に次の月の審査対象となります。
③ 申 込 書 等 の 配 付 と 提 出	入園内定月の前月 10 日まで（休日の場合はその直前の平日まで）	内定連絡があった方は、P5 の申込書等を提出してください。 申込書等は、市役所子ども課の窓口にて配付します。入所内定月の前月 10 日までに市役所子ども課へ提出してください。 <u>※お子様の面接も行いますので、提出時に一緒にお越しください。</u>
④ 実態調査・入園 審査・入園決定の 通知	入園内定月の前月 20 日頃	申込書等の内容を踏まえ、入園を決定します。 入園可能な場合は、20 日頃に電話で連絡します。 ※後日、利用承諾書等を在籍園を通じてお渡しします。
⑤ 保育園・乳児 園・幼稚園での 面談・保育に関 する説明	入園内定月の前月 20 日過ぎ	入園が決定した場合は、入園の決まった保育園・乳児園・幼稚園に電話して面談の日時を決めてください。当日は、お子様と一緒に保育園・乳児園・幼稚園に行き、園から説明を受けてください。

注※「オンライン申込み」と「書面提出」の選択に当たっては、申込前に園の様子に関する質問がその場で可能であり、なおかつ子どもの面接もあわせて行うことができる書面提出をおすすめしています。オンライン申込みは、一斉申込期間に市外にいらっしゃる方など、期間内に園を訪問することが難しい保護者にとってメリットのあるサービスです。

注※例えば令和 7 年度の一斉申込を行い、その後令和 6 年度の随時申込において入園決定となった場合は、令和 7 年度の一斉申込は自動的に取下げとなります。

注※海外在住の方の児童の面接等に関する情報については、刈谷市 HP から子ども課へお問い合わせください。お問い合わせフォームの本文に「令和 7 年度一斉申込相談 子どもの氏名 生年月日 予定住所」を入力してください。

4 申込みに必要な書類

(1)~(3)のうち該当する書類を提出してください。なお、家族の状況や就労内容等が変更になる場合は申込中、入園後いずれにおいても必ずご連絡ください。

(1)申込者全員

次表のうち①及び②を全員ご提出いただくとともに、③の中の該当するものを提出してください。

提出または添付が必要な書類等					取得場所
① 保育所等利用申込書					子ども課 HP
② 子どものための教育・保育給付認定申請書					
③	就労	就労証明書		別紙様式により提出 ※記入欄は全て勤務先に記入を依頼してください。	勤務先
		附属書類	正 規	健康保険証の写し※被保険者の記号・番号及び保険者番号の箇所は、必ず黒く塗りつぶしてください。 (健康保険証がない場合は、正規雇用であることが分かるもの※社員証、雇用証明書、雇用契約書等の写し)	勤務先
			パート、派遣等	タイムカード、出勤簿、給与明細等の直近2か月分の写し ※勤務日数・勤務時間の分かるもの	勤務先
			自営業	確定申告書の写し(家族従業員の場合は、専従者給与の支給が判る部分) ※新規開業等により、確定申告書がない場合は開業届の写し	税務署
				※必要に応じ、就労実態の分かるもの(受注実績等)	取引先等
			農 業	農家基本台帳の写し(本人が事業主の場合)	農業委員会 (農政課)
		求職	求職活動・起業準備申立書兼誓約書		
	病気	医師の診断書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の写し ※診断書は期間、保育ができないことの記載がされていること。			医療機関等
	看護	常時の看護を必要とする旨の判る診断書、介護保険被保険者証の写し等			
	出産	母子手帳(表紙と出産予定日のページの写し)			保健センター等
	就学	在学証明書、授業時間の分かるもの(カリキュラム等)			学校

(2)令和6年1月2日以後に刈谷市に転入された方

令和6年度(令和5年分)市町村民税課税証明書または子どものための教育・保育給付認定申請書に個人番号を記載(いずれも父母等ともに必要)

※市町村民税課税証明書は1月1日時点で住民登録のあった市町村役場の市町村民税担当課で発行

※個人番号記載の場合は、「個人番号カードの写し」もしくは「申請者の個人番号確認書類(マイナンバー記載有りの住民票の写し、通知カード(令和2年5月25日以降に氏名、住所等に変更しないものに限り使用可能))及び身元確認書類の写し」を添付

(3)その他

対象者	提出または添付が必要な書類等	取得場所
前年に海外駐在歴のある保護者(入園後も同様)	所得証明書又は給与明細書の写し(1月1日から12月31日まで)	勤務先
他の保育園、幼稚園に在園している児童	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 加入証明 (4月入園の場合は不要です。私立保育園、幼稚園等の場合は、施設長に加入の有無をご確認ください。)	在園する施設等
食物アレルギーのある児童	アレルギー検査結果の写し	医療機関等
外国人の方	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかの写し(両面)	入国管理官署
障害のある児童・同居家族	身体障害手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の写し	医療機関等

※上記にかかわらず保育の必要性の確認のため、書類の提出を求める場合があります。

令和7年度一斉入園申込チェックシート

令和6年10月25日（金）までに申込書等を**第1希望の園**にご提出ください。
 上記期限を過ぎた場合（書類がそろえられなかった場合も含む）、**随時申込の取り扱い**になり、**入園が難しくなります**ので、**期間厳守**でお願いします。
 また、希望園名と園の所在地は、必ず**令和7年度版の入園案内**でご確認ください。

確認欄

以下の事項を確認し、確認欄へのチェックの上、本シートと合わせて提出をお願いします。

①	・「保育所等利用申込書」の代表保護者と署名者の名前は同一ですか。 ※代表保護者は父、母、養父、養母ほか保護者であれば、どなたでも構いませんが、 育児休業を延長する場合に必要な保留通知は代表保護者のお名前で発行されますので、保護者名についてご確認ください。 ※保育所等利用申込書を提出して内定した後、内定を辞退した場合は刈谷市の認可外保育施設利用に関する補助金の交付を受けることができません。 （認可外保育施設希望者は、必ず市役所子ども課へご相談ください。）	□											
②	・「子どものための教育・保育給付認定申請書」の保護者氏名は代表保護者ですか。 令和6年1月1日時点で刈谷市に住民票がある方は、個人番号の記入は不要です。 →すでに記載してしまった場合は、黒く塗りつぶしてください。 裏面も記載箇所がありますので、ご確認ください。	□											
	・「子どものための教育・保育給付認定申請書」の裏面に記載の添付書類は用意しましたか。 ※例えば、父・母ともに就労の方は、お二人の就労証明書が必要です。	□											
③	・就労で申込の方は、就労証明書を用意しましたか。就労条件は入園後の就労条件になっていますか。 ※例えば、<u>出産前はフルタイムだったが、復職後は時短勤務となる場合、時短であることがわかる就労証明書を提出する必要があります。</u> ※審査の公平性を保つため、入園後に時短にすることは原則できませんので、勤め先と就労時間の確認をお願いします。	□											
	・就労で申込の方は、就労証明書の附属書類を用意しましたか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">就労形態</th> <th>就労証明書の附属書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">正規雇用</td> <td>健康保険証の写し ※被保険者の記号・番号及び保険者番号の箇所は、必ず黒く塗りつぶしてください。 （正規雇用であることが分かるもの※社員証、雇用証明書、雇用契約書等の写しも可） ※新規就労見込みでお手元に書類がない場合は、入園後に在籍園に提出してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パート、派遣等</td> <td>タイムカード、出勤簿、給与明細等の直近2か月分の写し ※勤務日数・勤務時間の分かるもの ※育児休業からの復職や、新規就労の方については、入園した後に2か月分の就労実績を確認しますので、タイムカード等を園に提出してください。 調査の結果、申込み時以上の就労が確認できれば、継続入園となります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自営業</td> <td>確定申告書の写し（家族従業員の場合は、専従者給与の支給が分かる部分） ※新規開業等により、確定申告書がない場合は開業届の写し ※必要に応じて、就労実態のわかるもの（加点の可能性あり）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業</td> <td>農家基本台帳の写し（本人が事業主の場合）</td> </tr> </tbody> </table>	就労形態	就労証明書の附属書類	正規雇用	健康保険証の写し ※被保険者の記号・番号及び保険者番号の箇所は、必ず黒く塗りつぶしてください。 （正規雇用であることが分かるもの※社員証、雇用証明書、雇用契約書等の写しも可） ※新規就労見込みでお手元に書類がない場合は、入園後に在籍園に提出してください。	パート、派遣等	タイムカード、出勤簿、給与明細等の直近2か月分の写し ※勤務日数・勤務時間の分かるもの ※育児休業からの復職や、新規就労の方については、入園した後に2か月分の就労実績を確認しますので、タイムカード等を園に提出してください。 調査の結果、申込み時以上の就労が確認できれば、継続入園となります。	自営業	確定申告書の写し（家族従業員の場合は、専従者給与の支給が分かる部分） ※新規開業等により、確定申告書がない場合は開業届の写し ※必要に応じて、就労実態のわかるもの（加点の可能性あり）	農業	農家基本台帳の写し（本人が事業主の場合）	□	
就労形態	就労証明書の附属書類												
正規雇用	健康保険証の写し ※被保険者の記号・番号及び保険者番号の箇所は、必ず黒く塗りつぶしてください。 （正規雇用であることが分かるもの※社員証、雇用証明書、雇用契約書等の写しも可） ※新規就労見込みでお手元に書類がない場合は、入園後に在籍園に提出してください。												
パート、派遣等	タイムカード、出勤簿、給与明細等の直近2か月分の写し ※勤務日数・勤務時間の分かるもの ※育児休業からの復職や、新規就労の方については、入園した後に2か月分の就労実績を確認しますので、タイムカード等を園に提出してください。 調査の結果、申込み時以上の就労が確認できれば、継続入園となります。												
自営業	確定申告書の写し（家族従業員の場合は、専従者給与の支給が分かる部分） ※新規開業等により、確定申告書がない場合は開業届の写し ※必要に応じて、就労実態のわかるもの（加点の可能性あり）												
農業	農家基本台帳の写し（本人が事業主の場合）												
④	・令和6年1月1日時点で、刈谷市外に在住していた（している）保護者は、「子どものための教育・保育給付認定申請書」へマイナンバーを記入、もしくは令和6年度分の課税証明書を用意しましたか。（令和6年1月1日時点で市内在住の保護者は不要） ・令和7年9月1日以降入園希望児童は、令和6年度分課税証明書は必要ありません。 ・マイナンバーを記入した場合、代表保護者の「個人番号確認書類」及び「身元確認書類」を同封のうえ、封筒に封入・封かんしてご提出ください。 ・前年に海外駐在歴のある保護者は、勤務先が発行する所得証明書が必要になります。 *個人番号確認書類…個人番号カード又はマイナンバーが記載された住民票の写し *身元確認書類の写し…公的機関が発行した写真付きの身分証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）	(□)	令和6年1月1日時点で、市外在住の方										

児童面接票（オンライン一斉申込み）

面接日： 月 日

面接時間： 時 分 ～

第一希望園名：_____

本書はオンライン申込みの方のみが対象となります。

(書面提出の方はこちらの面接票は不要です)

事前に第 1 希望の施設へ電話連絡の上、本票を持参し、児童の面接を受けてください。

児童の面接時に本票は第1希望園で回収します。

1 申込児童

氏名	フリガナ	生年月日
		年 月 日

2 代表保護者氏名・連絡先等

氏名	第 1 連絡先	第 2 連絡先
	— —	— —

3 児童の発達について気になること（自由記載）

--

5 選考基準

児童の家庭の状況等を確認し、保育を必要とすると認められた場合、以下の内容等により「優先度」が高い方から順番に希望の保育園・乳児園・幼児園へ入園決定します。

保育園・乳児園・幼児園における集団生活が困難と判断した場合や、入園を希望する保育園・乳児園・幼児園が受入れ可能人数を超えている場合などは、入園できません。

- ・ 申込書の内容に誤りがあった場合、利用決定を取り消す場合があります。
- ・ 入園後に勤務時間を短縮するなど入園時から優先度に関する状況が変更となった場合は、一旦自主的に退園届を提出いただき、改めて随時申込をしていただく必要があります。
- ・ 入所保留となった場合、現在の待ち順位については常に変動するため、お答えできません。

【保育所等入所選考基準】

- 保護者の就労形態(正規、自営業、家族従業員等) ○きょうだい申込・在園状況等
○虐待・生活困窮の有無 ○家族の協力体制(ひとり親世帯、祖父母の状況等) ○入園月

※就労確認のため予告なく現地調査等をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

【保育所等入所選考基準表（詳細はP18）】

事 由	区 分	事 由	区 分
就労 (括弧は 週5日勤務 の場合)	(1) 月150時間以上 (7.5 時間/日)	出産	産前産後休暇期間
	(2) 月140時間以上 (7.0 時間/日)	疾病等	入院
	(3) 月130時間以上 (6.5 時間/日)		通院・病臥
	(4) 月120時間以上 (6.0 時間/日)		障害
	(5) 月110時間以上 (5.5 時間/日)	看護等	介護・看護
	(6) 月100時間以上 (5.0 時間/日)	災害	自然災害等
	(7) 月90時間以上 (4.5 時間/日)	学生	月60時間以上 教育施設・職業訓練 施設に在学
	(8) 月80時間以上 (4.0 時間/日)		虐待
	(9) 月70時間以上 (3.5 時間/日)	求職活動	虐待・DV 等
	(10) 月60時間以上 (3.0 時間/日)		求職中

※労働時間には、休憩や残業時間を含みません。

※希望園が6園以上である場合と希望園に乳児園・幼児園が含まれている場合は、希望園全体の優先度が上がります。ただし、6園以上や乳児園・幼児園の希望を出しながら、入園を辞退した場合には、以降の入園審査で優先度が下がります。また、内定を辞退した場合は、保留通知を出すことができません。

※入園月は4月の優先度が最も高く、5月以降は徐々に優先度が下がります。ただし、育休復職の方については、希望園が全て公設公営の園（P9の14番から21番までの園）であった場合には、育休予約制度により、5月から3月までの優先度は下がりにません。

※時短の取得時間が未定の場合は、求職活動の優先度となってしまいますので、申込時点で時短時間を決定していただくようお願いします。(勤め先が証明できない場合については、申込書の備考欄に見込みの時短時間を記入していただければ、その時間で審査することができます。入園後、時短の時間が記載された就労証明書を在籍園に改めて提出してください。)

6 市内保育園・乳児園・幼児園の所在地・定員等

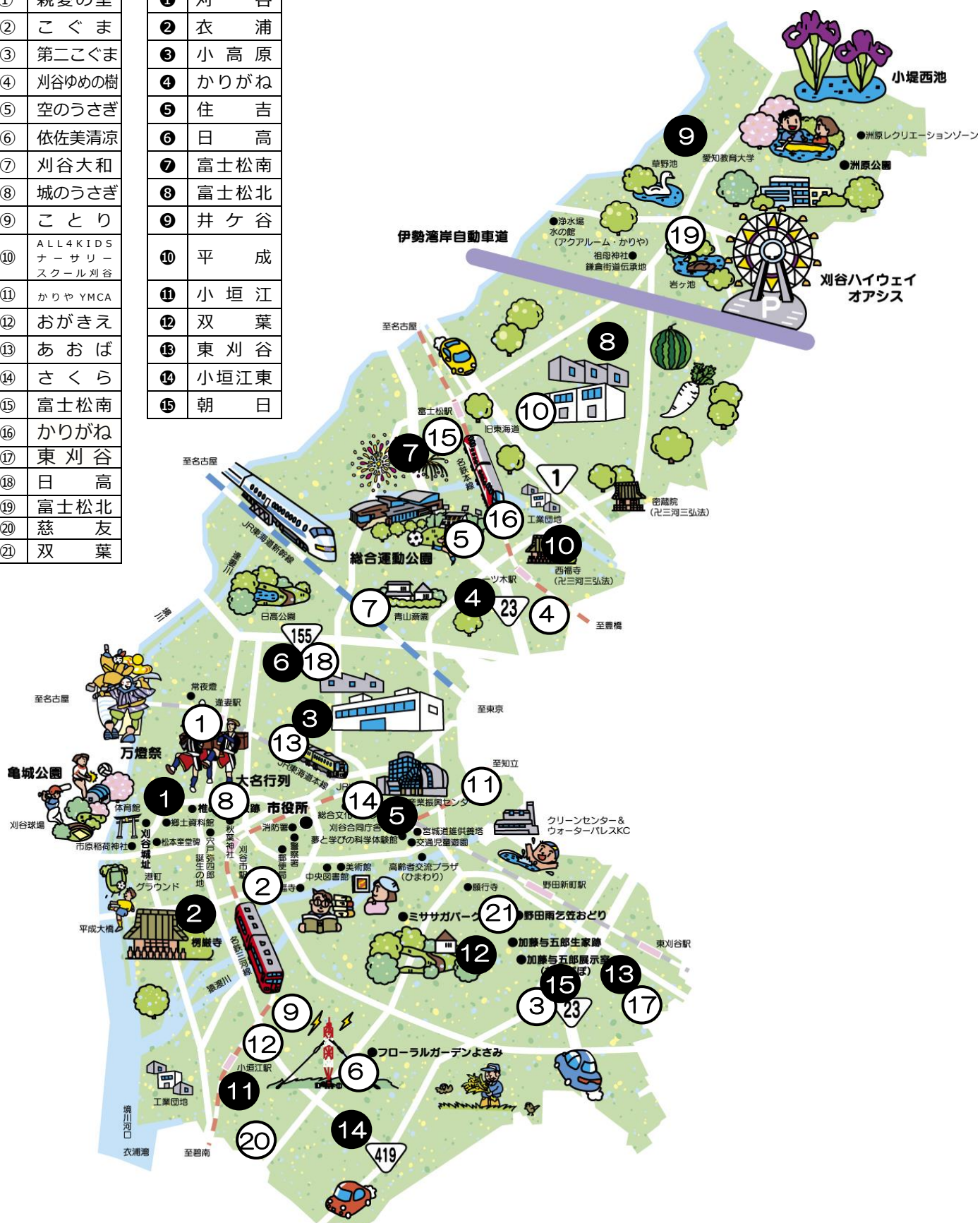
(1)市内保育園・乳児園の所在地・定員等

	園 名	所 在 地	連 絡 先	定 員 (人)	対象児童	開 園 時 間	経営主体
1	親 愛 の 里 保 育 園	熊野町 4-8-7	21-0893	110	0~5 歳児 クラス	AM7:30-PM7:00	社会福祉法人
2	こ ぐ ま 保 育 園	富士見町 3-304	23-2224	130		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM6:30 まで)	
3	第 二 こ ぐ ま 保 育 園	半城土町中ノ湫 110	93-1651	110		AM7:30-PM7:30	
4	刈谷ゆめの樹 保 育 園	一ツ木町 3-5-5	45-7211	90		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM7:00 まで)	
5	空 の う さ ぎ 保 育 園	築地町 2-26-5	24-3988	90		AM7:00-PM7:00	
6	依 佐 美 清 涼 保 育 園	高須町山ノ神 57	62-8255	120		AM7:30-PM7:30	
7	刈 谷 大 和 保 育 園	池田町 5-301	93-2211	90		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM7:00 まで)	
8	城 の う さ ぎ 保 育 園	銀座 3-34-1	21-8839	90		AM7:30-PM7:30	
9	こ と り 保 育 園	小垣江町弁天 45	91-8015	90			
10	ALL4KIDS ナースリースクール刈谷	今岡町弁天 11	91-2550	90		AM7:00-PM8:00 (休日 PM7:00 まで)	
11	かりや YMCA 保 育 園	重原本町 1-5	62-8221	90			
12	お が き え 保 育 園	小垣江町南堀 24	63-5500	180		AM7:30-PM6:30 (祝日 PM6:30 まで)	
13	あ お ば 保 育 園	神明町 3-501	22-1235	160			
14	さ く ら 保 育 園	若松町 5-52	23-1577	160		AM7:30-PM7:00 (祝日 PM6:30 まで)	
15	富 士 松 南 保 育 園	今川町土取 10	36-3610	160			
16	か り が ね 保 育 園	一ツ木町 8-18-25	21-2123	180	AM7:30-PM6:30		
17	東 刈 谷 保 育 園	南沖野町 2-15-1	22-9000	180			
18	日 乳 高 乳 児 園	日高町 1-404	23-5401	113			
19	富 士 松 北 乳 児 園	東境町大池 8	36-5524	115	0~2 歳児 クラス (年少未満)	AM7:30-PM7:00	刈谷市
20	慈 乳 友 乳 児 園	荒井町 2-9-1	22-1332	100			
21	双 乳 葉 乳 児 園	野田町西屋敷 198-1	21-1858	118			

- ① おがきえ保育園は令和 9 年度から、あおば保育園は令和 11 年度から、0～5 歳児クラスまでの私立保育園となります。また、その他の園でも、事情により預かり可能時間、定員、料金等の保育提供体制が将来的に変更になるなどの可能性があります。
- ② 0 歳児クラスの入園については、生後 6 か月以降の月初日です。ただし、こぐま保育園・第二こぐま保育園は生後 43 日以降、依佐美清涼保育園、ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷は生後 57 日以降の月初日からです。
- ③ こぐま保育園は、0・1 歳児クラスを対象にした分園があります。(本園・分園の振り分けは園が行います。定員数は本園 110 人、分園 20 人です。)

【保育園・乳児園・幼児園一覧】

	保 育 園 乳 児 園 名		幼 児 園 名
①	親愛の里	①	刈 谷
②	こぐま	②	衣 浦
③	第二こぐま	③	小 高 原
④	刈谷ゆめの樹	④	かりがね
⑤	空のうさぎ	⑤	住 吉
⑥	依佐美清涼	⑥	日 高
⑦	刈谷大和	⑦	富士松南
⑧	城のうさぎ	⑧	富士松北
⑨	ことり	⑨	井ヶ谷
⑩	ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷	⑩	平 成
⑪	かりや YMCA	⑪	小 垣 江
⑫	おがきえ	⑫	双 葉
⑬	あおば	⑬	東 刈 谷
⑭	さくら	⑭	小垣江東
⑮	富士松南	⑮	朝 日
⑯	かりがね		
⑰	東 刈 谷		
⑱	日 高		
⑲	富士松北		
⑳	慈 友		
㉑	双 葉		



※イメージ図であり、正確な位置図ではありません。

(2)市内幼稚園の所在地・定員等

	幼稚園名	所在地	連絡先	【参考】 小学校区	定員 (人)	対象児童	開園 時間	経営主 体
1	刈谷	司町 3-15	23-1019	亀城小	260	3～5 歳児 クラス (年少以上)	AM7:30 ～ PM6:30	刈谷市
2	衣浦	天王町 3-24	23-2402	衣浦小	210			
3	小高原	原崎町 1-101	23-1049	小高原小	260			
4	かりがね	恩田町 4-156-2	21-3083	かりがね小	260			
5	住吉	神田町 2-3-8	21-5832	住吉小	260			
6	日高	日高町 1-201	22-9361	日高小	260			
7	富士松南	今川町山脇 58	36-0614	富士松南小	260			
8	富士松北	東境町飯島 33	36-5013	富士松東小	260			
9	井ヶ谷	井ヶ谷町下前田 54	36-1611	富士松北小	210			
10	平成	一ツ木町 5-16-1	27-3140	平成小	180			
11	小垣江	小垣江町西王地 28-1	21-7575	小垣江小	260			
12	双葉	半城土中町 3-13-2	22-2427	双葉小	260			
13	東刈谷	東刈谷町 3-8	23-7373	東刈谷小	260			
14	小垣江東	小垣江町上沢渡 33	23-5450	小垣江東小	90			
15	朝日	野田町新上納 301	28-6711	朝日小	260			

※ 2号認定の場合は自動車送迎が可能となります。(1号認定の場合は自動車送迎不可)

※ 幼稚園給食は学校給食センターでの調理であり、小中学校と同等の食材管理・衛生管理を行っています。なお、一括調理のためアレルギー対応はありません。

7 保育時間(園児受入時間)と休園日

保育時間は、保護者の保育必要事由に合わせ、通勤時間等を考慮した**最短**の時間となります。就労以外の事由の場合は、**原則基本時間**が最大の受入時間となります。また、保護者が休日等の場合、0～2歳児クラスでは園に預けることはできず、3～5歳児クラスでは平日の基本時間以内の受入れとなります。

	保育園・乳児園	幼稚園
基本時間	月～金(午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分) 土曜日(午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分)	月～金(午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分)
休園日	日曜日、祝日、振替休日及び年末年始	土曜日 、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始

※ 保護者の就労時間等により、開園時間を最長として保育時間を定めます。

※ 保護者の就労等の都合により、延長保育、休日(祝日)保育が利用できます。(次ページ参照)

8 延長保育

対象園	おがきえ保育園、あおば保育園、こぐま保育園、第二こぐま保育園、刈谷ゆめの樹保育園、空のうさぎ保育園、刈谷大和保育園、城のうさぎ保育園、ことり保育園、ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷、かりや YMCA 保育園
対象者	上記対象園に在園の午後 7 時以降の保育を利用する子ども
金額	月額 2,500 円(通常保育料とは別途必要)
申込方法	利用希望月の 前月 20 日まで に在園している保育園へ申請書を提出してください。
※上記運用については各園の経営の状況等により、将来的に変更となる場合があります。	

9 休日保育

	保育園・乳児園に在園	幼稚園に在園
利用できる休日	日曜・祝日・振替休日	祝日・振替休日 (ただし、土日は利用できません。)
対象者	保護者の就労等により、日曜日・祝日・振替休日の保育を必要とする子ども ※日曜日に利用される場合は、利用月内で利用した日数分、保育園をお休みいただきます。	保護者の就労等により、祝日・振替休日の保育を必要とする子ども
実施園	《日曜・祝日・振替休日実施》 おがきえ保育園、あおば保育園 《祝日・振替休日実施》 富士松南保育園、さくら保育園、こぐま保育園、第二こぐま保育園、空のうさぎ保育園、城のうさぎ保育園 ※実施園以外に在園している場合でも利用できます。	
申込方法	利用希望月の 前月 1~15 日 までに在籍している園へ申請書を提出してください。 なお、 <u>こぐま保育園、第二こぐま保育園、空のうさぎ保育園、城のうさぎ保育園について</u> <u>は、申請書を提出する前に実施園に予約が必要です。</u>	

10 ならし保育

保育園・乳児園・幼稚園へ入園することで、お子様の生活環境が変わることになります。その負担を和らげるため、「ならし保育」の期間を設けています。ならし保育期間中は、園と相談しながら、徐々に保育時間を延長します。就労等の方は、就労等開始日より少し早めに入園することができます。

復職日等と入園日、ならし保育期間の関係は次表のとおりです。なお、ならし保育期間中の保育料は通常の入園と同じ取扱いになります(減免措置や日割り計算などはありません)。

復職日等	入 園 日	ならし期間
4月 1 日	当月 1 日	なし
2 日~31 日	当月 1 日	1 日間~4 週間程度
4月以外の各月 1 日	前月 1 日	1 か月

※4月 1 日の復職(就職・就学等)の場合は、年度替わりとなるため、ならし保育は適用になりませんので、ならし保育を希望される場合は、例えば4月の中旬ごろに復職されることをおすすめしています。

※入園日は各月 1 日のみです。

11 保育料・給食費

保育料は、児童の年齢と父母合算の市町村民税の課税状況をもとに決定をするため、ご家庭ごとに異なります。令和7年度保育料の4月分から8月分は令和6年度の市町村民税額により、9月分以降は令和7年度の市町村民税額により決定しますので、保育料は9月分から変更になることがあります(変更の場合は9月中旬頃お知らせします。)。なお、3歳以上児については、幼児教育・保育無償化により保育料(授業料)は無料になりますが、延長保育料や給食費等の実費徴収分は原則かかります。

※税額や家庭状況に変更があった場合は、早急に子ども課まで申し出てください。

※0~2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和6年度(令和5年分)市町村民税					令和7年度(令和6年分)市町村民税						

【保育所等保育料基準額表】

階層区分		保育料基準額(月額)	
区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税額が非課税の世帯		
C1	A階層及びB階層を除き 当該年度分の市町村民税 所得割課税額の区分が次の 区分に該当する世帯	48,600円未満	
C2		48,600円以上 62,000円未満	
C3		62,000円以上 71,500円未満	
C4		71,500円以上 110,000円未満	
C5		110,000円以上 140,000円未満	
C6		140,000円以上 165,000円未満	
C7		165,000円以上 205,000円未満	
C8		205,000円以上 335,000円未満	
C9		335,000円以上	

※保育料を算定する市町村民税額の計算には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除額等(調整控除を除く)は適用されません。詳細は子ども課へお問合せください。

【給食費(主食費・副食費・おやつ代)】

施設	給食費
公立保育園・乳児園・幼児園 (2号認定)	日額 260円(※1)
私立保育園	月額(※2)

※1 口座振替登録口座から、翌月末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に引き落としとなります。

※2 金額は、園ごとで異なりますので、園にご確認ください。

【保育料・給食費の減免・免除特例】

① 第3子以降	「『その年度の3月31日時点において18歳以下の児童』で数えて3番目以降」である場合は、上記基準額表の規定にかかわらず保育料基準額・給食費は無料になります。
② 上の子在園	年上の児童は保育料基準額どおり、年下の児童は保育料基準額の半額になります。 ※年上の児童が3歳以上児であっても、別園であっても、就学前まで適用されます。
③市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯	兄・姉の年齢を問わず第2子は保育料基準額の半額、第3子以降は無料になります。 また、給食費については第1子から無料になります。
④「ひとり親世帯」 または「在宅障がい児(者)のいる世帯」	○市町村民税の所得割額が77,101円未満の場合 第1子に該当する0~2歳児は1,400円、第2子以降は兄・姉の年齢を問わず無料になります。また、給食費については第1子から無料になります。

【祖父母同居の場合】

保育料・給食費は、基本的には児童の年齢と父母の市町村民税の課税状況を基に決定していますが父母のいずれも市町村民税が非課税の場合には、祖父母のうちいずれか税額の多い方の税額により決定します。

【前年の収入額を申告していない場合】

前年に扶養内で就労をしていた方または就労しておらず収入がなかった方、海外から転入された方、その他自己都合等の理由により前年の所得を申告していない方は、保育料・給食費を算定するために申告が必要となります。なお、市町村民税が確認できない場合、保育料が最高額となり、給食費の減免が適用されないことがあります。

12 転園

毎年、一斉申込期間中に翌年度分の転園希望の受付を行います（令和7年4月1日転園は令和6年10月1日～10月25日までの期間）。一斉申込と同様の書類（保護者全員分の最新の就労証明書を含む）を刈谷市役所子ども課（平日8時30分から17時15分）へ提出する必要があります。必要書類は子ども課にて配布しています。なお、転園先への入園希望者多数の場合はご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。

※転園が決定した場合のみ連絡があります。

※転園決定後は辞退することができず、現在の在籍園に通うこともできません。

※乳児園の2歳児クラスについては、転園ではなく進級です。毎年9月ごろに進級希望調査票が配布されます。乳児園在籍児については進級希望時に優先度の加算がありますので、転園希望ではなく、乳児園からの進級希望調査に回答をしてください（転園の場合は加算がありません）。なお、進級希望先の受入れ状況によっては、希望に沿えないことがあります。

13 保育園・乳児園・幼児園入園 Q&A

	質問	回答
1	4月以降の就労先が決まっていますが、一斉申込できますか？	「就労見込み」として就労予定先から就労証明書が発行されていれば、就労証明書（見込）の就労時間を下回らないことを条件として、就労での申込ができます。就労証明書が出せない場合は、求職活動での申込は可能ですので、「求職活動・起業準備申立書兼誓約書」をご提出ください。
2	保育園・乳児園・幼児園は、子どもに障がいがあっても入れますか？	障がいの状況は、お子様によっても様々であると思いますので、個別に面接を行い、集団生活が可能であることを確認させていただき、入園の要件を満たしていれば入園は可能です。 ただし、療育を目的とした入園の受入れは行っていません。適切な療育を行ったほうが子どもの成長につながるケースも多いため、療育施設につきましても、ご検討ください。
3	刈谷市外の保育園等を利用したいのですが、入園できますか？	市外の保育園等へ入園することを、「広域入所」と言いますが、里帰り出産で一時的に市外の保育園等を利用する場合などが対象となります。 なお、市区町村により、申し込み期限などの取扱いが異なりますので、子ども課へお早めにご相談ください。
4	現在、市外在住ですが、刈谷市内の保育園・乳児園・幼児園の入園申込みはできますか？	<u>刈谷市に転入した際の住所が確定していて所定の期限までに児童の面接を行うことができる方、かつ入園月の前月末までに確実に転入できる方は申込みことができます。</u> 入園月の前月末までに転入ができなかった場合、入園が取消しとなってしまいますので、ご注意ください。 なお、広域入所により、一時的に刈谷市内の園を利用されたい場合は、お住まいの市区町村へご相談ください。
5	例えば、年度途中の9月から求職活動を始めたい場合、一斉申込は可能ですか？	令和7年度全体（4月から3月まで）の入園希望者を募集します。よって、育休復職者に限らず、9月から求職活動を始めたいといった方でも一斉申込をすることは可能です。
6	面接期限である11月29日までに面接ができない場合はどうしたらよいですか？ また、出産前の子どもの面接はどうすればよいですか？	11月29日までにお子様の面接ができない場合、一斉申込は自動的に取り下げとなりますので、改めて随時申込をしていただく必要があります。 ただし、出産前あるいは新生児で外出が難しいお子様については、その旨を第1希望園に伝えてください。入園決定後に面接となりますので、子ども課からの通知をお待ちください。
7	保護者の就労等により、保育園・乳児園に在園していますが、下の子が生まれて産休や育休を取得しても、保育園や乳児園へ通うことができますか？	1歳児クラス以下の児童は退園となりますが、2歳児クラス在園児童で10月以降に下の子が生まれ、なおかつ上の子の就学までに保護者が復職する場合は、継続在園が可能です。その他詳細につきましては、入園後、該当者に向けて在籍園からご案内します。
8	父親が育休を取得してしまうと退園になりますか？	育休は、育児のための休業ですので、育休を取得した場合は、原則、保育園・乳児園を退園することとなります。 しかし、一方の保護者が育休を取得していても継続在園可能な年齢の児童については、他方の保護者が年度内において合計2か月まで、育休を取得したとしても、退園にはなりません。 同様に、例えば1歳児クラス児で母が産後休業中（産後8週間の期間）に父が育休を取得した場合についても、ただちに退園とはならず、産後期間の保育利用は可能です。

9	乳児園は他の保育園と比べて、保育内容や料金は違いますか？	民間保育園は独自の保育プログラムを実施している可能性があります が、他の公営保育園とは保育内容・料金共に違いはありません。
10	幼児園は他の公営保育園と比べて、教育の内容は厳しいですか？	幼児園は全て公営です。公営園の間で職員の異動も行われており、他の公営保育園と保育・教育の内容に違いはありません。
11	給食やおやつの内容について、園によって違いがありますか？	公立園と私立園では内容に違いがあります。なお、公私立園を問わず、利用者が少ない状況や緊急対応などの理由で、一時的に外部搬入の食事になる場合もあります。
12	保育園に入れなかった場合は、育児休業延長等のため、会社に保留通知（保育の利用ができないことの証明）が必要になりますが、発行できますか？	期日までに入園の申請をしている場合（随時申込の場合は、2か月前の15日が申請期限です）は、入園希望月の前月初日から、子ども課窓口又はオンラインにて発行の手続きができます。 子ども課窓口で申請した場合は即日紙媒体での発行、オンライン申請の場合は、1週間程度後にご自宅に郵送させていただきます。 なお、内定を辞退した場合は、発行はできません。
13	市外への転出を検討しているのですが、今在園している園にはいつまで在園できますか？	転出日(その月の2日の時点で刈谷市に住民登録されていることが必要)が属する月の月末まで在園が可能です。しかし、転出先等において他の施設に前もって入園する場合は、その入園する日の前日までとなります。
14	入園後、就労時間等の確認はありますか？	毎年、現況届及び保育の必要性に関する証明書(就労証明書等)をご提出いただき、確認をしています。なお、現況届以外の時期にも、必要に応じて、就労確認を行う場合があります。
15	就労で保育園・乳児園を利用していましたが、仕事を辞めることになった場合、どうすればよいでしょうか？	退職日から起算して60日後の月の末日までは、求職活動として在園することもできますので、まずは園にご相談ください。求職活動の期限までに在園基準を満たす（退職前と同等以上の保育優先度の）就労証明書等を在籍園経由で子ども課へ提出する必要があります。
16	随時申込は電子申請できませんか？	お子様の面接が必要であり、なおかつ刈谷市の保育に関する制度を窓口にて直接ご説明させていただく必要があるため、原則は窓口での申請となります。しかしながら、国外や県外にお住まいの場合は、提出方法について、ご相談させていただきたいと思いますので、子ども課にお電話いただくか、ホームページからのお問い合わせからご連絡ください。
17	認可保育園の内定を辞退して、認可外保育施設に入園した場合、補助金は受けられますか？	一斉申込の内定を辞退した場合は、刈谷市の認可外保育施設利用に関する補助金の交付を受けることができません。
18	例えば初めから月60時間の就労で入園が認められた場合、ある月の就労実績が58時間になってしまったら、次の月に62時間働けば、継続して在園できますか？	常に月60時間を超えている必要がありますので、60時間を下回った場合は、退園（2号認定喪失）となります。

19	A 園なら 7 時間勤務できるが、B 園になってしまうと、6 時間勤務でないと迎えが間に合わないのですが、どのように申し込めばよいですか？	例のような場合は、7 時間就労で A 園のみを希望するか、6 時間就労で第 1 希望 A 園及び第 2 希望 B 園とするかのどちらかで申し込んでいただくことになります。
20	認可保育園に入所できなかった場合はどのような対応がありますか？	育児休業を延長されるか、認可外保育施設をご利用ください。 認可外保育施設の空き状況や申込みにつきましては、認可外保育施設に直接お問い合わせください。なお、認可外保育施設に在園しながら認可園を希望されている場合、優先度の加算があります。子ども課へ申し出をしないと加算が受けられませんので、必ず申し出てください。
21	認可保育園以外の園に入園するための手続きを教えてください。	認可外保育施設等の手続きの内容は、園によって異なりますので、保護者が直接園にご連絡ください。認可外保育施設の連絡先は、市 HP に掲載されていますので、「刈谷市 認可外保育施設」と検索してください。企業内の託児所等の情報につきましては、市 HP には掲載されていないので、直接施設にお問い合わせください。
22	認可保育園に入所できなかった場合、一時保育は利用できますか？	一時保育を利用することはできますが、利用の可否が毎月抽選となってしまうなど、希望の日にちを確保できない可能性が高いため、定期的なご利用を希望される場合は、認可外保育施設をご検討ください。 また、保育園等の入園申込をしたまま一時保育を利用することはできませんので、一時保育を利用される場合は、入園申込を一旦取り下げる必要があります。 ※市内の一部の園では令和 8 年度以降、一時保育が「誰でも通園制度」へ変更になる予定です。
23	園の定員数・空き状況はわかりますか？ また、入りやすい園はありますか？	園の空き状況は、園児の転出入のタイミングや保育教諭の採用や退職などに左右され、空き状況が常に変化します。 また、各園の入りやすさも、地域ごとの園児数などの影響で毎年変化することから、予測ができません。 従いまして、申込みにおいては、通園可能な園をできるだけ多く記載してください。 なお、随時申込に関しては、毎月翌月の空き状況が市 HP に掲載されています。
24	就労証明書の様式は任意ですか？	第 1 希望園で配布されている様式又は市 HP の様式である必要があります。今回（令和 7 年度）の一斉申込では、令和 6 年 9 月 1 日以降にお勤め先が発行した国の標準的な様式による就労証明書が有効となります。
25	一斉申込期間内に、申込内容を変更したい場合はどうすればよいですか？	令和 6 年 10 月 25 日までは、申し込んだ園にて、申込内容の変更（差し替え）を受け付けます。 なお、一斉申込期間を過ぎた場合は、申請者側の事由による内容変更は原則できませんが、諸事情により内容変更が必要になる場合は、ただちに子ども課窓口又は電話にて相談してください。他の申込者との公平性を保つことができる範囲で、相談に応じられる可能性があります。
26	随時申込の申込内容を変更したい場合はどうすればよいですか？	審査前（入園希望月の 2 か月前の 15 日）までであれば、窓口にて申込内容の変更を受け付けます。軽微な変更であれば、お電話での変更も可能です。

指数一覧表(令和7年度)					
番号	事由	区分	枝番	内容	指数
1	就労		[1]	月150H以上(フルタイム)	130
			[2]	月140H以上	120
			[3]	月130H以上	115
			[4]	月120H以上	110
			[5]	月110H以上	95
			[6]	月100H以上	80
			[7]	月90H以上	65
			[8]	月80H以上	50
			[9]	月70H以上	35
			[10]	月60H以上	20
			[11]	月60H未満	—
2	産前産後		[1]	出産 産前産後(ただし、既入園者及び内定者については従前の点数を適用し、再審査にはならない。)	100
3	疾病等	入院	[1]	入院	150
			[2]	週3日以上(の通院により保育不可)	70
		通院	[3]	週3日未満(の通院により保育不可)	40
			[4]	特定疾病等により常時病臥	150
		手帳あり	[5]	障害者1級及び2級、療育A、精神1級で保育が非常に困難	130
			[6]	障害者3級、療育B、精神2級で保育が困難	120
			[7]	上記以外	65
		手帳なし	[8]	保育不可の診断書	70
			[9]	上記以外	25
4	看護等	看護等	[1]	同居親族を常時介護、看護(要介護3～5、障害者1級及び2級、療育A、精神1級)	150
			[2]	同居親族を介護、看護(要介護1～2、障害者3級、療育B、精神2級)	120
			[3]	別居親族を介護、看護(要介護1～5、障害者1～3級、療育AB、精神1,2級)	80
			[4]	上記以外	35
5	家庭の災害	災害等	[1]	災害等	250
6	その他	不存在	[1]	不存在	130
		就学	[2]	就学時間月60H以上	10
		虐待	[3]	児童福祉相談センター等が保育が必要な家庭と判断	250
		求職活動	[4]	生計中心者が失業し、求職中	80
			[5]	上記以外	15
		育休中	[6]	2歳児クラスで育休継続在園希望	5
7	特別加算		[1]	ひとり親家庭(祖父母遠方)	31
			[2]	ひとり親家庭(祖父母近居:刈谷市に隣接する自治体内+碧南市・西尾市)	21
			[3]	ひとり親家庭(祖父母同居)	11
			[4]	会社都合による単身赴任	3
			[5]	育休退園している児童(該当園で加算)	15
			[6]	きょうだいが保育所に在園(該当園で加算)	13
			[7]	乳児園2歳児進級希望調査提出(希望園全てで加算)	11
			[8]	きょうだいが保育所・幼児園(2号)に申請中・在園	4
			[9]	育休復職者	3
			[10]	認可外施設在園中で認可園希望	6
			[11]	第一希望に小学校区の幼児園申請	31
			[12]	多胎児申請(双子以上)	10
			[13]	保育に関する仕事に従事(市内)	26
			[14]	保育に関する仕事に従事(市外)	13
			[15]	希望園に乳児園・幼児園あり(希望園全てで加算)	11
			[16]	希望園が6園以上(希望園全てで加算)	3
			[17]	市内転居等によるやむを得ない転園(該当園で加算)	54
			[18]	生活保護世帯	21
			[19]	里親世帯	21
			[20]	父母共に土日あり(歩合制等労働者に裁量がある場合を除く)	7
			[21]	その他(特定園で加算)	1～50
8	特別減算	入所希望月	[1]	4月	△0
			[2]	5月～3月(月ごとに11点ずつ減算)	△11～△121
			[3]	入園辞退	△11
			[4]	児童から見て3親等以内の近親者経営先(経営に参画している役員・事務長等人事権に影響する者を含む)で雇用されている	△11
			[5]	自営業かつ所得割57,700円未満(受注実績など客観的に就労実態が分かる資料添付により減算なしの場合あり)	△31
			[6]	転園(該当園で減算・進級児には適用されない)	△51
			[7]	3歳以上児クラスで育休中(見込みを含む)の2号認定	△250
		市外在住者	[8]	保育料等滞納	△300
			[9]	刈谷市外からの広域利用(刈谷市内に里帰り)	△350
			[10]	刈谷市外からの広域利用(刈谷市外で里帰り)	△400
			[11]	認可外希望	△500
			[12]	その他	△100
追加加算調整指数(保護者が就労等の場合)					
1 要介護3～5、障害者1級及び2級、療育A、精神1級の手帳交付を受けている場合					25
2 要介護1～2、障害者3級、療育B、精神2級の手帳交付を受けている場合					20
3 上記以外の疾病等手帳交付を受けている場合					15
4 疾病等により医師より保育不可の診断を受けている場合					10
5 同居親族を常時介護、看護(必要度最高)している場合					30
6 同居親族を介護、看護(必要度高)している場合					20
7 別居親族を介護、看護(必要度中)している場合					10
※点数が並んだ場合は、原則希望順位の高い方から優先的に入所案内をします。 ※希望順でも並んだ場合、祖父母の居住地等を審査項目に含め、改めて審査します。 ※遅くとも申請を受け付けた翌々月末から点数が反映され、翌年度の申込み分までも優先順位を考慮します。 ※審査上では入所期間も考慮されます。 ※現年度の随時入園が叶った場合、翌年度申込は自動消滅します。 ※点数がマイナスとなる場合かつ空き枠が少ない場合は、転入等による将来の入園者に配慮し、入園を認めない場合があります。 ※審査時点の点数から点数の減少があった場合は、公平性の観点から再審査となる場合があります(事情の確認を行います)。					